

# 社会福祉施設における労働災害防止について

事業主 殿

厚生労働省  
佐世保労働基準監督署長

## 第1 趣旨

佐世保労働基準監督署管内の社会福祉施設における労働災害の発生状況につきましては、増加の一途を辿り、昨年は63人の方が休業4日以上労働災害に被災し、過去最も多い死傷者数となっています。一昨年と比して、30人増加しており、危機的状況となっています。

労働災害発生の原因として、滑りやつまづきなど「転倒」によるものが最も多く、腰痛などの「動作の反動や無理な動作」による負傷も多発傾向にあります。また、50歳以上の労働者が被災しているものが7割以上を占め、近年は、新型コロナウイルス感染症による労働災害も発生しています。

つきましては、労働災害の発生に歯止めをかけ、一人一人の労働者が安心して働けるよう労働災害防止の一層の取組強化を図っていただきまようよろしくお願ひいたします。

労働災害防止の殆どが転倒や動作の反動等いわゆる「行動災害」により発生していることから当該災害防止のため下記事項にご留意いただき、安全衛生管理活動の推進を図ってください。

また、安全衛生管理活動推進の証として、アクションZERO～長崎ゼロ災運動～にご参加いただき、労使一体となった労働災害防止活動を推進いただきますよう併せてお願ひ申し上げます。

## 第2 事業者の実施事項

### 1 「転落災害」・「転倒災害」の防止

労働災害のほとんどは、階段利用時の踏み外しによる転落や転倒、つまづきや滑りなどによる転倒により発生しています。転落・転倒災害を防止するために職場内点検を行っていただくとともに以下の対策を講じてください。

- (1) 通路、階段、出口に物を放置しないこと
- (2) 床の水たまりや油類などは放置せず、その都度取り除くこと
- (3) 通路や玄関口など職員が通行する箇所には、安全に移動できる十分な明るさを確保する
- (4) 階段に手すり・滑り止めを設置し、両手に物を持って昇降しないよう注意を促す表示を行うこと
- (5) 段差のある個所や滑りやすい場所に、注意を促す表示を行うこと
- (6) 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、職員の見やすい箇所に掲示すること
- (7) 履物は、滑りにくく、つま先の高さ(トゥスプリング)があるものを選定すること
- (8) ストレッチや転倒予防体操を取り入れること
- (9) 転倒等リスク評価セルフチェックにより転倒リスクを把握すること

## 2 腰痛予防

腰痛は、介護・保育における前かがみ、中腰での作業や腰のひねり、利用者の抱きかかえの際に発生しています。腰痛は「動作要因」「環境要因」「個人的要因」が複合的に関与しているため、各要因の状況について確認を行い、以下の対策を講じてください。

- (1)腰部への負担軽減のため、適宜小休止・休息を確保すること
- (2)他の作業と組み合わせるなどして同一姿勢を長時間続けないようにすること
- (3)利用者の抱きかかえなどは複数の介護者で対応すること
- (4)リフトなど福祉機器を活用すること
- (5)できるだけ身体の近くで支え、腰の高さより上に持ち上げないようにすること
- (6)背筋を伸ばしたり、身体を後ろに反らせたりしないようにすること
- (7)腰痛予防体操を取り入れること

(参考)

- (動的要因)腰を深く曲げたり、ひねったりすることが多い
- (動的要因)長時間同じ姿勢で仕事をしている
- (動的要因)重量物を頻繁に取り扱う
- (環境要因)身体が寒冷にさらされることがある
- (環境要因)職場が乱雑で安全な移動が困難である
- (環境要因)車の運転など全身振動に長時間さらされることがある
- (個人的要因)腰が痛いときでも小休止が取れない
- (個人的要因)職場にある機械・機器や設備をうまく使えない
- (個人的要因)急いでいるため、一人で作業することが多い

## 3 安全衛生管理体制

職場における労働者の安全と健康の確保を推進するため、労働者数10名以上50名未満の施設にあつては「安全衛生推進者」を、労働者50名以上の場合は「衛生管理者」を選任し、労働者の安全や健康確保などに係わる業務を担当させなければなりません。

- (1)安全衛生推進者または衛生管理者は資格を有する者を選任すること
- (2)安全衛生推進者に以下の職務を行わせ、安全衛生管理活動を推進すること

### ア 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例：職場内の整理整頓(4S活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備等

### イ 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施等

### ウ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び監督署への提出等

## 4 指さし確認の励行

ヒューマンエラー防止のため「指さし確認」による安全チェックの徹底を図ること

# アクション ZERO

長崎ゼロ災運動 第8弾!

## 参加申込

申込期間 5/20~10/31

10/31までに『労働局』又は『監督署』へ参加申込書を提出してください。

※申込期日に余裕を持たせていますが、極力、**運動開始前の申込**をお願いします。

## 無災害運動

運動期間 7/1~12/31

途中参加の場合でも、7/1から全期間（6か月間）無災害であることが条件です。

## 結果報告

1/20まで

1/20までに『労働局』又は『監督署』へ結果報告を提出してください。

## 達成証交付

目標達成事業場には、長崎労働局より『無災害達成証』が交付されます。

詳細は、長崎労働局ホームページで！



長崎労働局 アクションZERO

検索

主催：長崎労働局 各労働基準監督署



# アクションZERO～長崎ゼロ災運動～第8弾 ～労働局長メッセージ～

究極の目標「労働災害ゼロ」を目指して！

長崎労働局では、平成27年度から企業の自主的な災害防止活動の普及定着を目指して、事業場参加型の無災害運動「アクションZERO 長崎ゼロ災運動」を展開しております。

おかげさまで、年々参加していただく事業場が増え、昨年度は808の事業場にご参加いただき、そのうち64%の事業場で無災害及び独自目標を達成いただくことができました。

しかし、近年における管内の休業4日以上労働災害は増加傾向にあり、令和3年には令和2年より74件多い1,791件の労働災害が発生しており、特に社会福祉施設、小売業等の第三次産業の占める割合が高まっている状況にあります。

労働災害防止には、個々の労働者がより高い安全意識を持つことが大切であり、そのための職場風土の醸成には日々の積み重ねが必要不可欠となります。

このため、全国安全週間の本週間である7月から労働災害が多発する12月までの6か月間を運動期間として「アクションZERO 長崎ゼロ災運動」の第8弾を実施します。

つきましては、県内の事業主の皆様方には、本運動を通じて安全衛生の意識やその大切さを再認識され、労使が一体となって自主的な安全衛生活動を更に充実させるためにも、本運動への積極的な参加をお願いいたします。

令和4年4月 長崎労働局長 小城 英樹



賛同団体：(一社)長崎県労働基準協会、建設業労働災害防止協会長崎県支部、(一社)長崎県ビルメンテナンス協会、(一社)長崎県警備業協会、全国造船安全衛生対策推進本部長崎支部、(公社)建設荷役車両安全技術協会長崎県支部

参加申込受付期間  
5月20日～10月末

# 継続事業場用

結果報告期限  
1月20日まで

## 「長崎ゼロ災運動」参加申込書兼結果報告書

申込 当事業場は、7月1日から12月31日までの間に実施される「長崎ゼロ災運動」に参加します。

報告 当事業場が実施した「長崎ゼロ災運動」の結果は、下記のとおりでしたので報告します。

事業場所在地 事業場名称	〒 _____			
担当者名 連絡先	職名 ( _____ ) 氏名 ( _____ ) (TEL: 0956- _____ ) (FAX: 0956- _____ )			
業種	製造業 建設業 運輸業 商業 その他 ( _____ )			
① 目標及び 達成状況	目 標	達 成 状 況		
	労働災害ゼロ	死亡	休業	障害が残る 不休災害
② 独自目標	例 ①不休災害ゼロ、②転倒災害ゼロ、 ③運動期間中の安全衛生計画100%実施など 独自目標			独自目標達成状況 ・達成できた ・達成できなかった ↑ ○ を付けてください
③「安全衛生宣言」 の実施	(1)宣言者職・氏名 ( _____ ) (2)宣言方法 ・朝礼 ・文書配布 ・社内掲示 ・社内メール ・社内安全大会 ・その他( _____ ) (3)実施日(予定日) 令和____年____月____日 (4)対象者 ・全員 ・その他( _____ )	(1)宣言者職・氏名 ( _____ ) (2)宣言方法 ・朝礼 ・文書配布 ・社内掲示 ・社内メール ・社内安全大会 ・その他( _____ ) (3)実施日 令和____年____月____日 (4)対象者 ・全員 ・その他( _____ )		
④目標達成のため の実施事項 ○を付けてください	・実施計画表の作成 ・ホームページへ掲載 ・安全衛生パトロールの実施 ・安全提案や安全衛生表彰の実施 ・ハザードマップの作成やステッカー等「見える化」の推進 ・その他( _____ )			・実施計画表の作成 ・ホームページへ掲載 ・安全衛生パトロールの実施 ・安全提案や安全衛生表彰の実施 ・ハザードマップの作成やステッカー等「見える化」の推進 ・その他( _____ )
⑤ 公 表	長崎労働局ホームページに 参加事業場名を公表 可・否 (可否表示がない場合は公表しません)			長崎労働局ホームページに 達成事業場名を公表 可・否 (可否表示がない場合は公表しません)
そ の 他	過去の申請回数 初めて・( _____ 回)			過去の達成回数 なし・( _____ 回)

【申込先】長崎労働局労働基準部健康安全課あて(または各労働基準監督署)

【TEL】095-801-0032 【FAX】095-801-0031

【受付Eメール】 [kenkouanzenka-nagasakiyoku@mhlw.go.jp](mailto:kenkouanzenka-nagasakiyoku@mhlw.go.jp)

※FAX、Eメールについては、番号、アドレスをご確認の上、お間違えの無いようお願いいたします

### 「長崎ゼロ災運動」参加申込書兼結果報告書

申込 当事業場は、7月1日から12月31日までの間に実施される「長崎ゼロ災運動」に参加します。

報告 当事業場が実施した「長崎ゼロ災運動」の結果は、下記のとおりでしたので報告します。

事業場所在地 事業場名称	〒 857 - 0000 (福)〇〇〇				
担当者名 連絡先	職名 ( 施設長 ) 氏名 ( 〇〇〇〇 ) (TEL : 0956 - - ) (FAX : 0956 - - )				
業種	製造業 建設業 運輸業 商業 <b>その他</b> ( 社福 )				
① 目標及び 達成状況	目 標		達 成 状 況		
	労働災害ゼロ		死亡	休業	障害が残る 不休災害
② 独自目標	例 ①不休災害ゼロ、②転倒災害ゼロ、 ③運動期間中の安全衛生計画100%実施など 独自目標 <b>転倒災害ゼロ</b>		独自目標達成状況 ・達成できた ・達成できなかった ↑ ○ を付けてください		
③「安全衛生宣言」 の実施	(1)宣言者職・氏名 ( 理事長 〇〇〇〇 ) (2)宣言方法 ・朝礼 ・文書配布 ・社内掲示 ・社内メール ・社内安全大会 ・その他( ) (3)実施日(予定日) 令和 4 年 7 月 1 日 (4)対象者 <b>全員</b> ・その他( )		(1)宣言者職・氏名 ( ) (2)宣言方法 ・朝礼 ・文書配布 ・社内掲示 ・社内メール ・社内安全大会 ・その他( ) (3)実施日 令和 年 月 日 (4)対象者 ・全員 ・その他( )		
④目標達成のため の実施事項 ○を付けてください	・実施計画表の作成 ・ホームページへ掲載 <b>安全衛生パトロールの実施</b> ・安全提案や安全衛生表彰の実施 ・ハザードマップの作成やステッカー等「見える化」の推進 ・その他( )		・実施計画表の作成 ・ホームページへ掲載 ・安全衛生パトロールの実施 ・安全提案や安全衛生表彰の実施 ・ハザードマップの作成やステッカー等「見える化」の推進 ・その他( )		
⑤ 公 表	長崎労働局ホームページに 参加事業場名を公表 <b>可</b> ・ 否 (可否表示がない場合は公表しません)		長崎労働局ホームページに 達成事業場名を公表 可 ・ 否 (可否表示がない場合は公表しません)		
そ の 他	過去の申請回数 <b>初めて</b> ( 回)		過去の達成回数 なし ( 回)		

【申込先】長崎労働局労働基準部健康安全課あて(または各労働基準監督署)

【TEL】095-801-0032 【FAX】095-801-0031

【受付Eメール】 [kenkouanzenka-nagasakiyoku@mhlw.go.jp](mailto:kenkouanzenka-nagasakiyoku@mhlw.go.jp)

※FAX、Eメールについては、番号、アドレスをご確認の上、お間違えの無いようお願いいたします